定

款

GMB株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、GMB株式会社と称し、英文ではGMB CORPORATION と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 自動車部分品の製造および販売
 - (2) 各種工作機械(旋削機械、研磨機械、鍛造機械、)および部品、付属品、工具の製造および販売
 - (3) 自動車部品の加工設備の設計、施工ならびにコンサルティング業務
 - (4) 上記設備に付帯する設備機械、冶具、工具および金型類の製造および販売
 - (5) 不動産の売買および賃貸
 - (6) 自然エネルギー等による発電事業、および電気の供給、販売等に関する業務
 - (7) 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県磯城郡川西町に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。
 - 2. やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、19,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場 取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の 権利を行使することが出来ない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、 その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に 際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会 において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に 応じて随時これを招集する。
 - 2. 総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、大阪市もしくは奈良県奈 良市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代 理権を証明する書面を当会社に、提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に 定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議をもって選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主 総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要 に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相 談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その 議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに 発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当会社の監査役は、株主総会の決議をもって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主 総会の終結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
 - 3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。
 - 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に 関する定時株主総会終結の時を越えることはできない。

(常勤の監査役)

第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第45条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主 または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第46条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお 受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。